基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日　　国土交通大臣　井林　辰憲

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和８年	東京	2―4	東京首部	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	東京	6―3	志木	〃
〃	〃	〃	東京	7―1	東京西南部	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―1	横須賀	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―2	浦賀	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―3	鎌倉	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―4	秋谷	〃
〃	〃	〃	横須賀	6―1	三浦三崎	〃
〃	〃	〃	京都及大阪	14―4	谷川	〃
〃	〃	〃	姫路	1―1	矢名瀬	〃
〃	〃	〃	姫路	7―1	前之庄	〃
〃	〃	〃	岡山及丸亀	3―3	丸亀	〃
〃	〃	〃	高知	6―1	杉	〃
〃	〃	〃	高知	7―4	高知	〃
〃	〃	〃	浜田	4―1	三良坂	〃
〃	〃	〃	浜田	4―3	三次	〃
〃	〃	〃	広島	7―1	安芸内海	〃
〃	〃	〃	広島	7―4	呉	〃
〃	〃	〃	広島	11―3	厳島	〃
〃	〃	〃	広島	15―2	大竹	〃
〃	〃	〃	広島	16―1	岩国	〃
〃	〃	〃	広島	16―2	由宇	〃

備考　地図の刊行日　令和８年11月１日

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日　　国土交通大臣　井林　辰憲

測量の種類	精度	実施時期	地域 都道府県	地域 市、区、(郡)、町、村名	備考
復旧測量		令和８年度	熊本県	熊本市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	八代市	〃
〃		〃	〃	人吉市	三角点（改算）
〃		〃	〃	荒尾市	〃
〃		〃	〃	水俣市	〃
〃		〃	〃	玉名市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	山鹿市	〃
〃		〃	〃	菊池市	〃
〃		〃	〃	宇土市	三角点（改算）
〃		〃	〃	上天草市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	宇城市	三角点（改算）
〃		〃	〃	阿蘇市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	天草市	〃
〃		〃	〃	合志市	三角点（改算）
〃		〃	〃	（下益城郡）美里町	〃
〃		〃	〃	（玉名郡）玉東町	〃
〃		〃	〃	〃　南関町	〃
〃		〃	〃	〃　長洲町	〃
〃		〃	〃	〃　和水町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	（菊池郡）大津町	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　菊陽町	〃
〃		〃	〃	（阿蘇郡）高森町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　西原村	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　南阿蘇村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	（上益城郡）御船町	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　嘉島町	〃
〃		〃	〃	〃　益城町	〃
〃		〃	〃	〃　甲佐町	〃
〃		〃	〃	〃　山都町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）